

鳥取県告示第84号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月13日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市南安長一丁目10-9	特定非営利活動法人因幡万笑の会スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10-9	児童デイサービス	平成20年12月31日